



廃棄物焼却炉の設置者に対する行政処分について

有限会社栄晃の廃棄物焼却炉について、排ガス中のダイオキシン類濃度の行政検査^{※1}を行った結果、排出基準を超過したことが判明したため、ダイオキシン類対策特別措置法等に基づき、当該施設の使用停止及び改善を命じたことのお知らせします。

1 検査結果等

事業者名	有限会社 栄晃
設置場所	呉市川尻町才之谷5138番地3
施設の種類	廃棄物焼却炉
処理能力	515 kg/時間
ダイオキシン類濃度の検査結果	8.4 ng-TEQ/m ³ N (検体採取年月日：令和3年11月15日)
ダイオキシン類濃度の排出基準	5 ng-TEQ/m ³ N (焼却能力2000 kg/時間未満の廃棄物焼却炉（新設施設）に係る基準)

※ng-TEQ：1 ng（ナノグラム）は10億分の1グラム

TEQ（毒性等量）はダイオキシン類の濃度（毒性の強さ）を表示する際に用いられる記号で、ダイオキシン類の異性体ごとの毒性強度と存在量を考慮して算出した濃度です。

2 行政処分の内容等

- 処分内容 施設の使用停止命令及び改善命令
(停止の期間は施設の改善が確認されるまでの間)
- 処分年月日 令和3年12月17日
- 根拠規定 ダイオキシン類対策特別措置法第22条第1項
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の7

3 今後の呉市の対応

(有)栄晃に対し、改善計画書の提出を求め、基準を超過した原因及び施設改善方法を確認します。

同社により改善計画書に基づき適切な改善措置が実施された後、専門機関による自主検査^{※2}に立ち会います。その結果が基準値内であることを確認した後、再度、本市が専門機関による行政検査を行い、その結果が基準値内であることを確認します。

※1 本市が専門の第三者機関に委託して測定を行うこと

※2 事業者が専門の第三者機関に委託して測定を行うこと